

満洲国における「国語」政策

——「新学制」にみる「国家」と「国語」像——

三 谷 裕 美

はじめに

「満洲国」の言語政策は、他の日本の植民地・占領地とは異なり、形式上「複数国語制」が採用されていた。しかし、「大東亜」地域において自らを頂点とする「新秩序」の樹立を目指す日本が実質的な実権を独占していた「満洲国」では、建前の「在満諸民族の母語の尊重」とは裏腹に、日本語優先の言語政策がとられていたのが実態である。

本稿では、「満洲国」における日本語教育にかかわる議論、政策、制度、特に1938年実施の「新学制」を重点的に分析することによって、当時の日本語政策立案者および実施者がイメージしていた「国家」および「国語」像を探ることを目的としている。また、ここでの分析が、近代ナショナリズムと言語の関係の研究という文脈の中に位置付けうるケース・スタディづくりへの足掛かりとなることを副次的な目的としている。

「満洲国」¹⁾は、1932年3月1日の「建国宣言」から1945年8月18日皇帝溥儀の退位宣言まで、わずか14年たらずで消滅した国家である。また、様々な思案・草案が作成されたものの、憲法も国民を規定する国籍法もついに制定にいたらなかったため、法的には一人も「国民」が存在しない国家であった。従って、教育制度といっても、それが確立・整備され、実質的な効果をあげるようになるまえに、国家そのものが消滅してしまったというのが実情であった。

このような短命の国家の言語政策に注目する理由は、まず第一に、満洲国は日本の軍力によって作り上げられた傀儡国家であり、極めて人為性の色

彩の濃い国家であったことによる。恣意的に作られた国家ゆえに、「国家」そのものの正当性を積極的に内外にアピールし、住民に国家への帰属意識を植えつけるための議論を重ねる必要性が強かったはずである。そして、そのような議論に表れる「国家」や「国語」の概念を分析することによって、支配者である日本側の意識が明らかになると思われるのである。

満洲国の言語政策のなかでも特に日本語教育に着目する理由は、満洲国をはじめ日本の植民地において日本語教育が重要な統治政策の要とみなされ、重点がおかれていたということにある。植民地における日本語教育のパイオニアの一人であり、文部省で日本語関係の官僚を長く勤めた釘本久春は、「異民族に対する日本語教育乃至は異民族社会に対する日本語の普及・滲透といふ事業が我が国の対外文化活動いはゆる文化工作のうち甚だ重要な位置を占めることは敢て謂ふまでもない」(1942)と述べ、日本語教育が植民地や占領地において文化工作上重要な地位にあることを明言している。さらに戦局が拡大・激化してくると、東京女子大学の教授で日本語教育振興会の常任理事でもあった西尾実が「大東亜戦争の実体は思想戦である。思想戦の尖兵は言語であり、また、その後陣も言語である」そして「大東亜戦争完遂の眼目は、大東亜全域に日本語を進出させ普及させることでなくてはならぬ」と述べたように、総力戦下において日本語普及政策はますます国策的・軍事的な言語で語られるようになる(西尾, 1943: 20)。

また、日本による植民地支配において日本語が単なるコミュニケーションの手段としての「言語」でなく、しばしば「国体」、「皇道精神」、「日本精神」などの概念と同じレベルで議論されており(石剛, 1993: 17)、日本の植民地・占領地教育政策の最大の特徴であった「皇民化教育」の根幹をなしたのが、日本語教育であった(磯田, 1991: 113)ということも、日本語教育に注目する大きな理由である。

本稿では、満洲国建国直後の混乱が一段落した後改めて教育体制を整備すべく制定された「新学制」の「国語」教育制度に注目し、そこにあらわれた日本語をめぐる議論を重点的に分析することによって、日本による満洲国

という「国家」づくり，満洲「国民」づくりの考察を行う。そこで，まずは「新学制」の意義を理解するために，「新学制」施行前の満洲における教育の歴史を簡単に振り返る。次に「新学制」における日本語の位置づけを制度面から分析したあと，その制度を正当化する議論のなかで「国家」や「国語」がどのように論じられていたかを見るが，最終的には，近代ナショナリズムという思想的・歴史的な文脈に関連づけて満洲国の言語政策の意味を明らかにすることを目指している。

「新学制」以前の日本語教育

満洲国建国以前の日本語教育の状況を特に初等教育についてみると，およそ次のようになっている。中国人に対する主な初等教育機関としては，官立公学堂，普通学堂の他，「書房」とよばれる私塾があり，これらの3種のうち，もっとも「日本色」の強かった官立公学堂は，日露戦争後に関東州当局が設置（ただし最初の公学堂である金州公学堂設立は中国人名士によるもの），1906年に「関東州公学堂規則」を公布して経営，監督を行った。官立公学堂の経費は関東州当局が負担し，学堂長は必ず日本人で，教員の約半数は日本人，そして他の普通学堂や私塾に比べて日本語教育にかける比重が大きかった（平野，1968: 26-8）。満洲国の建国前のことであるから関東州は「租借地」であり，日本語は「外国語」であったが，その毎週教授時間数は公学堂の1年生が10時間，2年生が13時間，以下4年間に各14時間とされ（加島，1943: 69），外国語としては非常に多かった。ただし，1915年に日本が提出した「二十一か条要求」への中国側からの反発に始まる1920年前後の排日感情の高まりに配慮して，大正12年（1923）の公学堂規則改正で「支那人ノ子弟ニ日本語ヲ教ヘ」という日本語教育に関する項が削除され，教授時間数も全学年週8時間と減らされたが，日本語は一貫して重要な教科であり続けた（嶋田，1982: 122）。

公立の普通学堂は，官立公学堂の設置が間に合わない地域に，「書房」に代わりうる近代教育機関として設置されたが，教員は中国人，教員の給与は関

東州当局の負担となっており、日本語教育の目標は「近易ナル言語文章ヲ理解シ日常ノ用務ヲ弁スルノ能ヲ得シメ」ることとなっている（嶋田，1982: 159-170）。日本語の教授時間数は1915年の普通学堂法制化時点で、1年生から順に週4・4・6・6時間であった（駒込，1990: 130）。

清朝以来の民間教育機関である「書房」は主に地方の個人が経営・指導を行っていた私塾である。関東州当局が公学堂、普通学堂を設置する以前には、州内に多数の書房があり、1万人前後の児童が通っていたと推定されているが、ここでは日本語が必修となっておらず、関東州の監督も及びにくいため、1927年に書房に関する規則を改正し認可制の採用で締めつけを行った。関東州当局は将来的には書房を解消して公学堂や普通学堂に移行させ、教育システム全体の統制をはかる意図であったようである（嶋田，1982: 172-4）。

そのほか満鉄附属地の中国人教育は南満洲鉄道株式会社（満鉄）が行っており、日本語教授だけを行う日語学堂と普通教育も行う満鉄設立の公学堂が存在したが、このような教育機関に学ぶ中国人にとって、日本語教育と基礎教育が経済的地位の向上を可能にするというのが唯一の魅力であったという（平野，1968: 40）²⁾。以上のような公学堂・普通学堂・書房等をあわせた初等教育機関への就学状況は、満洲国建国時点で20%弱という程度だった（槻木，1990: 3）。

満洲国建国後、「新学制」公布まえまでの初等教育体系は、康德3年版の『満洲帝国年報』によると、幼稚園の上に修業年限6年の小学校があり、最初の4年間は初級小学校、次の2年は高級小学校というように分けられていた（1936: 1360）。日本語の授業は「国語」（おもに「満語」と呼ばれる中国語の一方言）とは別に設けられており、初級小学校では日本語週教授時間はゼロで、高級小学校になってから各学年2時間のみとなっており、「新学制」公布前の満洲国においては日本語が教育法規上「国語」の扱いを受けておらず、週教授時間もごく限られたものであったことがわかる。

「新学制」に見る「国語ノ一」としての日本語

満洲国は成文憲法を持たなかったこともあり、その国語が何語であるかを明記したのが何年の何という法律であったのか、またそのような法律が存在したのかどうかははっきりしたことはわかっていない。日本語が満洲国の国語であるという法的根拠がはじめて示されるのは、「学制要領」「学校令」「学校規定」など、「新学制」関係の法規に見られる日本語の扱われ方においてである。「新学制」というのは、1937年に勅令として公布された「学事通則」「国民学校令」などの法規と、同年に民生部令として公布された「国民学校規定」ほか施行細則からなる各種の学校規定の総称で、実施は翌年一月からであった。建国当初は準備不足と満洲事変の戦禍の後遺症で行政にかなりの混乱がみられ、満洲国の教育体系の統一・整理を目的としたこの「新学制」が公布されるまでには、建国から5年の歳月を要した。

満洲国で「新学制」が公布された当時の時代背景を見てみると、日本国内では政府による思想統制の強化に呼応する形で、「日本精神」や日本の「国民性」に関する研究が盛んに行われていた頃である。「新学制」が公布されたのと同じ1937年に、文部省は日本国民に国粹主義的国家主義を普及・徹底させるべく『国体の本義』を出版している。また、「国民性」の研究とともにその錬成の方法が問題になり、学校教育と教育者の役割の重要性が注目されていた時代でもある。

日本国内において国粹主義思想の普及・強化が進む一方、対外的な時代背景を見てみると、満洲国「新学制」公布の1937年は蘆溝橋事件、日中戦争勃発の年である。植民地教育では台湾で「国語常用家庭」制度が始まり、朝鮮総督府が第3次朝鮮教育令を公布して「内鮮一体＝朝鮮人の日本人化」教育である「皇民化教育」を強化し、朝鮮語の使用禁止を通牒したのも同じく1937年である（磯田，1993: 119; 石剛，1993: 60）。このような流れの中で制定・実施された満洲国の「新学制」の「立案上ノ要點」には、「日本語ハ日満一徳一心ノ精神ニ基キ国語ノ一トシテ重視ス」とあり、日本語が満洲国の「国語ノ一」であることが始めて明記された（松尾，1944: 3）。

ところが、日本語が「国語ノ一」であったことが確かでも、上述のとおりその他の国語は一体何語で合計いくつあったのかということになるとはっきりした規定は発見されていない（豊田，1964: 322; 川村，1994: 178）。「国民学校規定」（1937年5月公布）をみると、その第3章第55条に、国民科（国民学校の「国語」を中心とした教科）の教科書は「県制施行ノ地域内ニ於テハ日語ニ依ルモノ及ビ満語ニ依ルモノヲ採定シ旗制施行ノ地域内ニ於テハ日語ニ依ルモノ及ビ蒙古語ニ依ルモノヲ採定シ県旗併置ノ地域内ニ於テハ日語ニ依ルモノ及ビ省長ノ定ムル所ニ依リ満語ニ依ルモノ又ハ蒙古語ニ依ルモノヲ採定スベシ」となっている。この「県制施行ノ地域」というのは主に「満人」系（漢民族および満洲族）の居住地域のこと、で、「旗制施行ノ地域」とは蒙古族の居住地域を指し、さらに「県旗併置ノ地域」とは満蒙系混在居住地域のことである。この「満語」と蒙古語の他に、白系ロシア人が多く居住する地域では「俄語」（ロシア語）を「満語」または「蒙古語」の代替とすることも可能だったとされ（森田孝，1942: 80），地域によって「国語」として教育される言語が異なっていたということがわかる。

しかし、唯一日本語だけは満洲国全地域の国民学校で必修とされ、各民族の言語の上に立つ満洲国の「共通語」（当時は「協和語」という呼び方もされていた），そして「公用語」としての地位が与えられていた。初等教育に限らず中等教育以上はとくに日本語中心で教育がおこなわれており、日本語の出来不出来が学生の進学，ひいては出世が出来るか出来ないかを左右するのだということが満洲国の実情であったようである（森田，1942: 80）。

具体的に制度を見てみると、「新学制」実施の1938年より初等教育は従来の初級小学校が国民学校（修業年限4年），高級小学校が国民優級学校（修業年限2年）に改められ，中等教育機関としては国民高等学校（4年制），女子国民高等学校（3年または4年制）が設置された³⁾。「新学制」において日本語は国史・地理・自然・国民道徳などと一緒に「国民科」という教科にまとめられたが，「学校規定」によれば，「日本語を習得させるとともに，日本語を通じて国民道徳の基礎を授け，国史，地理及び自然に関する知識の初歩を得

表1 新学制における「国民科」の毎週教授時間数
—豊田(1964: 323) および堀(1941: 53)を参照して作表

使用言語	国民学校				国民優級学校	
	学 年				1	2
	1	2	3	4		
日本語によるもの	6	6	7	8	8	8
満語、蒙古語または俄語によるもの	7	8	8	9	8	8

しめ、知徳を啓培する」というのが、国民科教授の目的とされている(松尾, 1944: 4)⁴⁾。また、日本語によって教授されるべき国民科の時間数は表1のよう規定されていた。

表1を見ると、国民学校第1学年では日本語によって教授される「国民科」の授業が週6時間で、満語・蒙古語または地域によってはロシア語で教授される時間数が7時間となっている。しかし学年が上がるにつれて日本語による教授時間が増加し、国民学校の上の学校である国民優級学校では週8時間で、満語・蒙古語またはロシア語で教授される時間数と並んでいる。さらに、満洲国教育体制で中等教育にあたる「国民高等学校」および「女子国民高等学校」では、4年間各学年に「満語」(または蒙古語)による授業が週3時間なのに対して日本語が6時間と逆転しており、上級教育になるにつれ、日本語が他言語より重視されていることがわかる(堀, 1941: 53)。「新学制」によって初等・中等教育における「国語」としての日本語教育がいかに強化されたかは、「新学制」制定直前の康德3年(1936年)版の『満洲帝国年報』の時点で、初等教育において日本語が「国語」と別科目に置かれ「外国語」扱いを受けていたこと、また初級小学校(修業年限4年)では日本語が全く課されておらず、その上の高級小学校(修業年限2年)になってからやっと毎週2時間が日本語にあてられていたに過ぎなかったことと比較すれば一層明らかになる(1936: 1360)。このように1938年に施行された「新学制」を機に国語としての日本語の地位引き上げが図られたことは、当時においても共通の認識となっていた(堀, 1941: 53-54)。

「新学制」における国民科と日本語教育の関係について、満洲国政府の「内部」の人間である満洲国文教部編審官松尾茂の「満洲国に於ける日本語教育の現状」という文章を見ると、国民科の意義は次のように説明されている。

満洲国は新しく生まれた国である。しかも日本あつての満洲国である。小国民を、日満一体不可分関係にある満洲国の国民として錬成していくためには、日本に関するあらゆる知識を深め、日本と協力していく満洲国の実体も把握させなければならない(1944: 4)。

さらにこの文章には、「新学制」施行と共に国民科の総合教科書として『日語国民読本』を編纂した際の苦勞話として、語学の教科書でありながら、満洲国の国民精神の錬成を促し、かつ協和会・交通・防衛・開拓・農業など国策的な問題を取り入れて欲しいという各部署からの要請が頻繁にあったことが述べられており、国民科という教科の本質を知る上で大変興味深い(松尾, 1994: 4-5)。以上のまとめとして、松尾は「日本語は単なる語学ではない、第二国語でもない、日本語は国民科の基礎である、日本語を学習し、それによって国民科全内容の陶冶を行ふといふのが、新学制の精神である」とし、「ここに満洲国の日本語教育の進むべき道が明示されている」のだと断言している(1944: 5)。

以上が、満洲国「新学制」に見る日本語のいわば公的な位置づけであるが、次では主に日本語教育振興会発行の雑誌『日本語』に掲載された論文を中心に、満洲国の国語政策正当化の議論を見ることとし、そこにどのように「国語」や「国家」の概念が現れているかを考察する。

「国語」としての日本語をめぐる議論

満洲国では、その「新学制」にみられる通り、形式上は「複数国語制」を採用していたが、日本語教授にかかる時間数を見れば、実質的には日本語第一主義の言語政策をおこなっていたことは明らかである。「複数国語制」と日

本語優先は現代から見れば明らかに「矛盾」であるが、当時の日本語教育政策に関わっていた人々にとって、それが「矛盾」であるというはっきりとした認識があったのかは疑問である。そもそも満洲国において、そのような「矛盾」は言語の問題だけの話ではなく、民族協和の理想国家建設というイデオロギーと日本人による政治力・軍事力・経済力の独占の現実という、建国の意義・国家の存在理由に係わる根源的なレベルに満洲国の「矛盾」が存在していたのである。

満洲国の教育政策をめぐる議論の多くも、日本人と日本語の優秀性を大前提として展開されていたのであるから、人口比率的には完全なマイノリティーである日本人の言語がなぜ満洲国の第一「国語」になりうるか、という議論の誤りを一つ一つ質すことは本稿の目的とはならない。満洲国の日本語教育政策をめぐる議論に注目すべき理由の一つは、満洲国および他の日本の植民地・占領地の日本語教育政策を分析・考察することで、いかにそれが近代における「国家」「国民」創出の政策と呼応していたかを見ることであり、また、「満洲国」という「外」あるいは「他者」の存在が、かつては日本の国内的な問題でしかなかった「日本語」あるいは「国語」概念にどのような影響を与えたかという点を明らかにするためである。そこでまず、国語としての日本語の強制を正当化する議論の中で、どのように日本および日本語が定義されているかを見ることとする。

日本人による満洲支配以前の清朝時代に、「満洲封禁」とよばれる移住禁止政策がとられたにもかかわらず、中国人が東北とよぶこの地域には中国各地から大量の漢民族が流入していたほか（小峰，1991: 63-85）、蒙古族や白系ロシア人、朝鮮や日本からの移民など、移住して年月の浅い住民が居住人口の大多数をしめていたというのが、満洲建国当時の状況であった。日本によって満洲国が作り上げられても、当然住民の国家に対する意識は低く、自分が満洲国国民であると思う気持ちを一朝一夕にもたせることは難しい。しかしこのような移民中心の「複合民族国家」⁵⁾において、「国家観念」を浸透させることはその国家の存続を左右する重大な問題であり、国民にたいす

る教育はその重要な手段であったはずである。

満洲国では、漢、満洲、蒙古、朝鮮および日本の五民族がその民族構成の中心とされていたが、最大のグループは一般に日本人が「満人」と呼んでいた漢族と漢化された満洲族であった。この両民族で満洲国の全人口の約9割をなしており（豊田，1964: 317），従って日本人が「満語」とよんでいた中国語の一方を生活語とする人々が住民の圧倒的多数を占めていた。このような状況下で、全住民の1%にも満たない日本人に権力を集中させたまま民族協和のユートピア建設につとめていると内外に信じさせようとする努力は、満洲国の「国語」のあり方にも表れている。「凡そ新国家領土内に在りて居住するものは皆種族の岐視尊卑の分別なし。現有の漢族、満族、蒙族及日本、朝鮮の各族を除くの外、即ち其他の国人にして長久に居留を願ふ者も亦平等の待遇を亨くることを得」とし、理想的な複合民族国家として「世界政治の模型と為」すことをその「建国宣言」（小林他，1965: 524-5）に明記した満洲国としては、国語問題に関しても朝鮮・台湾での日本語一語主義政策⁶⁾とは異なり、「複数国語制」を建前にせざるを得なかったのである。

ここでいう「複数国語制」とは、複数言語の平等な扱いを意味するものではなく、教育制度としては日本語を「国語」として必修とし、その他の言語による教育もある程度認める、というものである。対満事務局事務官兼文部省事務官の森田孝は、「満洲国の国語は満語と日本語である」とし、日本語が満洲国の国語の一つになったいきさつを次のように述べている。

当初満洲国の国語は満語だけであった。然るに海外法権撤廃に先立って満洲国の結合の整備をするに当り、其の解釈上疑義を生じた場合日満何れの国語に依るべきか問題を生じ、種々考究の結果康德二年即ち昭和十年一月日本語をも満洲国の国語とし、法令上の解釈に疑義を生じた場合は日本語に依ることとしたのである。(1942: 80)

これによると、「日本国と満洲国間の日本国の治外法権及南満洲鉄道附属地

行政権の移譲に関する条約」(1937年に締結)により日本と満洲国の行政上の一体化がはかれるのを機に、日本語が満洲国の国語の地位を得たということになる。

森は前述の文章に続けて、「複合民族国家たる満洲国」として「種々錯綜せる民族語を統一し整理することが、新国家の国家体制確立上必須」であるとし、満洲国が日本語を国語として採用し、「民族の如何に関せず」日本語を必修科目として課し、さらに日本語を「処世上」不可欠なものとしたことは大きな意味があった、と述べている(1942: 81)。ここで日本語が満洲国の国語かつ共通語になる理由がどのように説明されているかを見ると、日本語は「新生満洲国の建国精神たる惟神の大道を覆踐し来った日本文化・日本精神を理解する上に極めて必要なもの」であり、「日本語の普及に依って満洲国を構成する各民族が満洲国々民たるの精神を体得し、日満一徳一心の理想を民族的にも達成し得る端緒を与へることとなる」とされている(森, 1942: 81)。

ここでは日本文化・日本精神の優秀性が自明の理として前提とされており、これに基づいて日本語も当然他民族の言語に優先される「はず」だということになってしまっているため、なぜ満洲国では少数民族の言語である日本語が満洲国の第一国語になりうるのかは十分に説明されていないのだが、日本が満洲国より優れているために日本語が満洲国の第一国語となるのが当然であるという論理は当時の論文に当然のように頻繁にあらわれている。たとえば、白木喬一の「日本語教師論」という文章の中では、日本は「主流国家」として満洲国や中国などの「副流国家」に対して「重大なる責任」を負うものであり、日本語教育者はその責任の一端を負うものとして「単なる語学者に止まるべきにあらずして宜しく日本文化を身を以て宣布すべき先駆者たるの使命を自覚すべき」であるとしている(1941: 11)。白木はまた、満洲国「新学制」をとりあげて、日本語のほか中国語・蒙古語も「民族協和」の建国精神に則って「国語に準ずるもの」として尊重されているとして、欧米の植民地言語政策とは異なるのだとしながら、あくまでも日本語が民族融和のた

めの「協和語」であり、日本語教師たるものは「指導者意識に燃えたる、敬虔にして道義心強き真の日本人」でなくてはならないと主張している(白木, 1941: 14-16)。

白木の論文にあらわれる「主流」国家又は民族、「副流」国家又は民族といった国家間・民族間の序列や、日本が中国を指導する責任を負っているというような考え方は、遡れば石原完爾・板垣征四郎を始めとする「満蒙領有論者」たちの議論にも明確に現れている。この点について三谷太一郎は、満洲国建国にあたって主導的役割を演じた関東軍幕僚たちが、中国人の天職は「文化」であり、「政治」や「軍事」については不向きであるという中国観を共有しており、このような中国観に基づいて日本が満洲の政治や軍事の実権を掌握したことを正当化したのだと述べている(三谷, 1992: 190-191)。さらに、日本人以外の在満民族は各自その「天職」に応じて満洲国の運営を「分業」すべきとした「満洲国経営分業体制」こそが、日本人の考えていた「民族協和」の実態であったのだろうと分析している(1992: 191)。

満洲国建国および経営をめぐる議論にあらわれる日本人の中国観についてはさらに分析を要する課題であるが、ここで民族間のヒエラルキーを前提とした「民族協和」を満洲国における日本語の地位との関係に限定して見ると、およそ次のようなことがいえるだろう。つまり、少数の日本人集団による政治・経済・軍事の実権の独占を正当化するためには、「民族協和」のイデオロギーが必要だったのであり、そのイデオロギーを他の諸民族に信じさせるためにも、満洲国の国語は複数でなくてはならなかったことになる。そこで、日本語と同等の地位は与えられなかったものの、「満語」や蒙古語も一応は満洲国の「国語」とされたのだった。しかし、あくまでも「民族協和」は現実ではなくイデオロギーであり、満洲国国家体制の下に諸民族をまとめあげるためには是非とも「共通語」による「国民教育」が必要とされたのである。これが「新学制」における「国民科」の意義であり、「国語ノ一」としての日本語が負わされた使命だったのであろう。

言語ナショナリズムと植民地日本語教育政策

最後に、満洲国の日本語教育をめぐる議論を、近代における言語ナショナリズムという歴史的・思想的文脈に位置づけて考察しながら、今後の研究の方向性を考えたい。

近代ナショナリズムの基本が、印刷技術・出版市場の発達、識字層の拡大、および国民全体に対する義務教育の実施といった要素 (Anderson, 1983) から成るとするならば、満洲国の「新学制」も、近代国民国家 (ネーション・ステート) 創出の「プログラム」(Hobsbawn, 1990) の一環であったという位置づけが可能であろう。つまり、日本語という「共通語」の習得を、初等教育の時点から国家の統制の及ぶ教育システムの中で、国家が編纂あるいは検定した教科書を用い、一部のエリートにだけでなく多くの「国民」に必修として課そうというのが「新学制」だったのであり、在満の——多くは移民して年月の浅い——人々を国家が直接把握・統制できる「国民」に作り変えようとするプログラムの中心的な役割を担っていたのが、「新学制」の下での日本語教育だったと考えられる。

「国家」という共同体が共有する同一言語、というより実際は同一言語についての「意識」をうえつけることが、「想像の共同体」(Anderson, 1983) の基盤づくりと国家への帰属意識を育成するための重要な足掛かりとなる、という、ヨーロッパ生まれの言語ナショナリズムの論理が満洲国や他の日本の植民地における日本語教育政策をめぐる議論にも現れるが、これはもちろん偶然の一致ではない。西欧諸国の言語ナショナリズムに関する知識は、「モデル」としてヨーロッパへの留学経験のある学者らによって「輸入」され、日本語がおかれている状況に合うように翻訳・調整されていったのである⁷⁾。

日本語をめぐる状況の変化と日本語政策をめぐる議論の適応についてもう一つ考慮されなければならない現象がある。すなわち、日本語のネイティブ・スピーカーではない人々つまり「他者」に対する日本語教育が以前は「内部」の問題でしかなかった「日本語」および「国語」問題にどんなインパクトを与えたかということである。

満洲国をはじめ中国大陸における日本語教育は、実際には1940年代にはいつてからも教授法・教育行政・教材・教員養成など、統一化・体系化が間に合わず、現地においては混乱状態にあったようである。例えば、日本語教育者で「速成式」日本語教授法の提唱者であった大出正篤は、教師が標準語を話せない、漢字の読みが複雑すぎる、また仮名遣いが「歴史的仮名遣い」「折衷的仮名遣い」「表音的仮名遣い」「発音符号」と4通りも存在しているなど、中国大陸における日本語教育現場から見た日本語の問題点を指摘している(大出, 1941: 22-31)。この混乱の原因のひとつとして、しばしば問題にされたのが「日本語」そのものの不統一性であり、植民地日本語教育がきっかけとなって日本語そのものの「改良」の可能性が議論されるようになったのである。このような議論には、ドイツが「汎ジャーマニズム」のもとでドイツ語の純化運動を起こして外来語を駆逐し、同時にドイツの言語と文化を世界に普及させるために旧来のドイツ文字を廃止、ラテン文字に替えたことを例に挙げて、日本語の国語国字の合理的整理の必要性を説いた保科孝一の例がある(1941: 12-3)。

しかし、国語国字の改良運動の反動として日本語愛護の盛り上がりも一方で激しくなる。例えば、佐藤春男は、言葉はそれ自身が神であるとし、言霊思想を持ち出して、日本語に対する一切の批判を冒瀆行為であると断罪し、「悠久な言葉の生命を一時代の情勢のために軽々しく勝手に処理しようといふやうな短見が実現される場合、それは国語の生命を傷け病まして次の時代の憂となるであらう」とする国語改革主義者批判の文章を『日本語』の第2巻2号の巻頭言に寄せている(1942: 1)。このような日本語の整理・統一を目指す合理主義者と日本語を絶対視・神聖視する改革反対論者の対立については、駒込武が「直接法」対「対訳法」という日本語教授方法論の対立をイデオロギー的側面に注目して論じている(1990)。また、「生活語」として日本語を意思伝達の手段と考え、覚えやすく使いやすい日本語を教えるか、それとも「文化語」として日本語は日本文化そのものであるとするかという議論、あるいは政策的に「内なる国語」と「輸出用日本語」を区別して、植民地日

本語教育上生じる諸問題が「内なる国語」問題にはねかえるのを避けようとする議論もなされ（安藤，1943），日本のアジア侵攻が進むにつれ日本語をめぐる議論も次々とあらわれているのがわかる（石剛，1993: 149-190）。

このような議論を詳しく見ていくと，近代において植民地という「外」あるいは「他者」との接触が，「日本」そして「日本語」という「内」あるいは「自己」の同一性を脅かし，再定義をせまるものだったということが明らかになるはずである。この認識を踏まえ，近代日本における言語ナショナリズムの理解のために，『ネーション』概念が『コロニアリズム』を規定するのではなく，後者が前者を規定し根拠づけていた」（槽谷，1994: 156）とする視点から，満洲国をはじめ日本の植民地・占領地における言語政策をめぐる議論をさらに分析していく必要があると思われる。

註

- 1) 満洲国の表記については，「 」付けが通例となっているが，本稿では「 」を省略し，これに従って「国家」「国民」「国語」といった単語についても特に強調したい場合を除いて「 」を省略する。これは煩雑さを避けるためで，特定の価値観を表すものではない。また「満人」「満語」など明らかに不適切と思われる表記についても，史実を正確に伝えたいという配慮から，あえて当時の資料を原文通り引用している部分がある。
- 2) 満鉄が行っていたその他の教育事業には，「語学検定試験」がある。豊田国夫『民族と言語の問題』（1964: 325-6）及び森田孝「満洲国の国語政策と日本語の地位」（1942: 81-2）によると，満鉄は1922年に「語学検定試験規定」を作成し日本語・中国語・ロシア語について特等から4等までを設けて検定を行い，社員に奨励金を支給していた。この制度は建国後は満洲国に引き継がれ，日本語・「満語」・蒙古語・ロシア語の4種で行われた。官庁では満鉄に倣って特等から3等まで，等級に応じて月額6円から20円の奨励金当てが支給されたが，経済的・社会的地位の向上に直結しているせいで，日本語の受験者の数は他の言語の受験者数に対して格段に多かった（豊田：326）。
- 3) 「新学制」の下での初等教育機関は，国民学校，国民優級学校のほか，国民学舎および国民義塾があった。国民義塾は地方の個人によって設立が可能であり，国民学校の設置が間に合わない地域に暫定的処置として設置されていた。
- 4) 国民科はのちに1943年公布の学校規定改正により，「建国精神」「国語」（日本語を含む）「自然」の三つの教科に分けられた（松尾，1944: 5）。
- 5) 満洲国が「複合民族国家」であり中国が「単一民族国家」であるという論が当時盛んにいられていたようである（森田孝，1942: 79など）。しかし，漢民族あるいは文化的にほぼ漢民族化した人々が満洲国全人口の9割以上を占めていたことを考えると，当時の満洲国をめぐる議論に見られる「複合民族国家」という表現を理解

するには、「中国からの満洲切り離し」というイデオロギー的側面を考え合わせなければならぬであろう。

- 6) 台湾の植民地教育については近藤純子「戦前台湾における日本語教育」(1990), Tsurumi, E. Patricia, *Japanese Colonial Education In Taiwan, 1895-1945* (1977) 他を参照し, 朝鮮については森田芳夫「戦前朝鮮における日本語教育」(1990) ほか, 雑誌『日本語』(日本語教育振興会発行)の関連諸論文を参照した。
- 7) この点は石剛が比較的詳しく論じているが, 例としてドイツ留学から戻った上田万年が「母語」概念に基づく国語論を提唱し, 次世代の時枝誠記や保科孝一らが植民地における日本語教育政策に合致するように国語論を修正あるいは発展させたことなどが挙げられる(石剛, 1993: 132-148)。

参考文献

- Anderson, Benedict 1983. *Imagined Communities*. Verso [白石隆他訳 1987 『想像の共同体, ナショナリズムの起源と流行』, リプロポート]
- 安藤正治 1943 「日本語普及の将来」『日本語』3巻6号,
- 平野健一郎 1968 「満洲における日本の教育政策—1906年~1931年」『アジア研究(アジア政経学会)』15巻3号, 24-52頁。
- Hobsbawm, E. J. 1990. *Nations and Nationalism Since 1789: Programme, Myth, Reality*. Cambridge U. P.
- 堀 敏夫 1941 「満洲国に於ける日本語教授の動向」『日本語』創刊号, 52-59頁。
- 保科孝一 1941 「国語政策の意義」『日本語』1巻6号, 4-13頁。
- 磯田一雄 1991 「皇民化教育と植民地の国史教科書」大江志乃夫他編『岩波講座近代日本と植民地4—統合と支配の論理』113-135頁。
- 糟谷啓介 1994 「日本の『言語問題』」『現代思想』22巻9号, 146-156頁。
- 加島福一 1943 「公学堂に於ける日本語教育」『日本語』3巻1号, 67-77頁。
- 川村 湊 1994 『海を渡った日本語—植民地の「国語」の時間』青土社。
- 小林龍夫, 島田俊彦, 稲葉正夫 1965 『現代史資料11続・満洲事変』みすず書房。
- 国務院総務庁統計処 1936 『第二次満洲帝国年報』満洲統計協会。
- 駒込 武 1990 「戦前中国大陸における日本語教育」木村宗男編『講座日本語と日本語教育15—日本語教育の歴史』明治書院。
- 小峰和夫 1991 『満洲(マンチュリア)—起源・植民・覇権』御茶の水書房。
- 近藤純子 1990 「戦前台湾における日本語教育」木村宗男編『講座日本語と日本語教育15—日本語教育の歴史』明治書院。
- 釘本久春 1942 「日本語教育の基礎」『日本語』2巻9号。
- 松尾 茂 1944 「満洲国に於ける日本語教育の現状」『日本語』4巻5号, 2-10頁。
- 三谷太一郎 1992 「満洲国国家体制と日本の国内政治」大江志乃夫他編『岩波講座近代日本と植民地2 帝国統治の構造』岩波書店。
- 文部省 1937 『国体の本義』。
- 森田 孝 1942 「満洲国の国語政策と日本語の地位」『日本語』2巻5号, 79-83頁。
- 森田芳夫 1990 「戦前朝鮮における日本語教育」木村宗男編『講座日本語と日本語教育15—日本語教育の歴史』明治書院。
- 西尾 実 1943 「日本語総力戦体制の樹立」『日本語』3巻1号, 20-22頁。

- 大出正篤 1941 「大陸に於ける日本語教授の概況」『日本語』 1巻3号, 22-31
頁。
- 佐藤春男 1942 「神としての言葉」『日本語』2巻2号, 1頁。
- 石 剛 1993 『植民地支配と日本語』 三元社。
- 嶋田道弥 1982 『旧植民地教育史資料集5 満洲教育史』 青土社 [1935年文教社
版複製]
- 白木喬一 1941 「日本語教師論—日本語教育の文化史的意義」『日本語』 1巻3
号, 9-16頁
- Tsurumi, E. Patricia 1977. *Japanese Colonial Education In Taiwan, 1895-1945.*
- 槻木瑞生 1990 「『満洲』に於ける教員養成—『満洲国』師道学校について」『総力
戦下における『満洲国』の教育, 科学・技術政策の研究 (学習院大学東洋文化研
究所調査研究報告)』 No. 30, 1-17頁。
- 豊田国夫 1964 「満洲国の国語政策」『民族と言語の問題』317-330頁。